

佐賀県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
新 オーケー薬局	旧 有限会社オーケー薬局	鹿島市大字高津原三七七九番地一六		平成二一・四・一
医療法人南里泌尿器科医院	新	佐賀市松原三丁目二番三三三号	平成二一・四・二	平成二一・四・三〇
	旧	佐賀市松原三丁目三七番三三三号		
新 原田内科小児科 歯科	旧 原田内科小児科 医院	佐賀市木原二丁目八番一〇号		